

新潟県土木部公共事業再評価実施要領

[平成23年7月29日改正]

[平成16年5月26日改正]

[平成13年4月 1日改正]

[平成12年4月 1日改正]

1 目的

土木部が所管する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等を対象に、その後における社会情勢の変化等を踏まえた公共事業の評価（以下再評価と言う。）を行い、必要に応じてその見直しを行う。

2 再評価システムの対象となる事業の範囲

新潟県公共事業再評価実施要綱第2に定める事業。

3 再評価を実施する事業箇所

再評価を実施する事業は以下の箇所とする。

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の箇所
- ② 事業採択後一定期間が経過した時点で継続中の箇所
この場合において、一定期間とは、補助事業については5年間とし、各種交付金事業及び県単事業については10年間とする。
ただし、各種交付金事業および県単事業については、事業採択後5年間を経過した時点で、事業の進捗状況を確認するため、事業点検を実施する。
- ③ 事業採択前の準備計画段階で5年間が経過している箇所
- ④ 再評価を実施した後5年間を経過した時点で、未着工又は継続中の箇所
- ⑤ 上記①～④に係わらず、事業を取り巻く社会経済情勢の変化により再評価が必要と認められる箇所

4 土木部公共事業評価委員会の設置

再評価を行うため、部内に別表により構成される土木部公共事業評価委員会（以下「評価委員会」と言う。）を設置する。

5 再評価の方法

- (1) 再評価を行う事業の所管課は、当該事業について「再評価と今後の実施方針（原案）」を作成し、評価委員会に報告する。

再評価の案は、次に掲げる観点等から作成する。

- ① 事業の進捗状況
- ② 事業を巡る社会経済情勢の変化
- ③ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
- ④ コスト縮減や代替案立案等の可能性

(2) 評価委員会は、再評価が必要な事業毎に「再評価と今後の実施方針（案）」を作成し、新潟県公共事業再評価委員会に提出し、意見を聴取する。

(3) 評価委員会は、新潟県公共事業再評価委員会の意見を踏まえ、「再評価と今後の実施方針」を決定する。

6 各種交付金事業および県単事業における事業点検の方法

(1) 事業点検を行う事業の所管課は、当該事業について「事業点検と今後の実施方針（案）」を作成し、評価委員会に報告する。

事業点検の案は、次に掲げる観点等から作成する。

- ① 事業の進捗状況
- ② 事業を巡る社会経済情勢の変化

(2) 評価委員会は、「事業点検と今後の実施方針」を決定し、公表する。

7 評価委員会の事務局

評価委員会の事務局は監理課に置く。

8 補足

(1) 再評価は、この要領に定めるもののほか別に所管課が定める「再評価実施要領の運用」により行う。

(2) この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関して必要な事項は、評価委員会の委員長が別に定める。

9 施行期日

本要領は平成10年11月2日から施行する。

10 経過措置

平成23年度の事業点検の対象箇所は、第3項②に規定する箇所のほか、平成23年度に第3項②に規定する期間を超過している箇所も対象とし、経過措置として平成24年度末までの2カ年で事業点検を実施するものとする。

別表

土木部公共事業評価委員会構成表

委員長	土木部長
副委員長	副部長 土木部技監 都市局長
委員	技術管理課長 用地・土地利用課長 道路管理課長 道路建設課長 河川管理課長 河川整備課長 砂防課長 都市政策課長 都市整備課長 下水道課長 建築住宅課長 営繕課長